

# 商工こすど かわら版

第235号  
小須戸  
商工会



あけまして  
おめでとう  
ございます



本年も役員一同、地域経済発展のため、よりいっそう邁進してまいります。  
会員の皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、商工会への変わらぬご理解と協力を賜わりますようお願い申し上げます。

令和二年一月

会長	山口 能行	理事	武田 聡
製菓	星田 浩意	理事	小池富美雄
製菓	村井 豊	理事	川瀬 雅司
理事	高野 浩和	理事	吉田 松夫
理事	八木 達雄	理事	高井 学
理事	古川 満	理事	加藤 由輝
理事	村山 朋浩	理事	長井 隆史
理事	砂井 時雄	理事	高橋 綾子
理事	梅津 三洋	監事	田中 正英
理事	小林 市蔵	監事	小見 健雄
理事	保科 唯雄	職員	一同

## 令和元年度 「行政との懇談会」開催

去る十一月二十五日(月)午後三時三十分から、小須戸商工会館において、新潟市秋葉区長 夏目久義様、小須戸出張所長 牛腸要一様、産業振興課長補佐 水澤喜代志様、建設課課長 補佐 増田英記様をお招きして、「行政との懇談会」が開催されました。紙面の都合上、事前質問・要望事項に対する回答の趣旨のみお知らせいたします。

## ◎国道四〇三号バイパスの 全線開通について

新潟市側の約一・二キロメートルと田上側約九〇〇メートルの計約二・一キロメートルについて、工事は順調に進んでおり、令和二年三月末の開通を目指している。開通には式典も予定されており、今後詳細が明らかになっていくと思われる。

## ◎小須戸橋架け替え事業の 進捗状況について

昨年(令和元年)の六月に地権者へ、

## ◎本町四丁目倉庫脇の スペースへの駐車線の整備と 倉庫掲示板の整備について

倉庫の隣の土地は車が停められるスペースがあり、新潟市の所有の財産であるが、駐車場として利用できるような形になっていないものであり、駐車場ではない。そのため、駐車禁止の看板については整備・撤去も含めて市場の方とも意見交換してみたいと考えている。

以上が、回答の要旨です。

## 商工会無料ホームページ作成サービス 「SHIFIT」から 「グーペ」へ移行します

新潟県商工会連合会では、会員向けのサービスとして、無料ホームページ作成サービス「SHIFIT」を平成十九年度から会員の皆様に無償で提供を行って参りました。この度、IT技術の進展に伴うセキュリティ機能の強化や最新テクノロジー等の諸課題への対応が困難との判断から、令和二年三月三十一日をもってサービス提供を終了させていただきますことになりました。  
サービス提供の終了に際して、長らくご利用いただいた皆様に感謝とお詫びを申し上げます。

なお、後継サービスとして新たに民間のホームページ作成ツール「グーペ」を商工会員限定で月額無料でご利用しておりますので、ぜひご利用ください。ご利用をご希望の方は商工会までお問合せください。

**無料法律相談を開催します**

新潟県商工会連合会の嘱託専門指導員(弁護士)による無料法律相談会を小須戸商工会にて開催します。

相談内容は、事業に関する(利息の過払い請求、事業再生の方法、従業員との労働契約のトラブル、売掛金の回収など)の他、遺産相続、交通事故の賠償など、法律で解決できることであれば、お気軽にご相談いただけます。

日程等、詳細は次のとおりです。相談を希望される方は、小須戸商工会までお問合せください。

【日時】  
令和二年一月二十八日(火)

【時間】  
午前十時～正午

※原則、一相談につき三十分です。  
※事前予約制です。

【相談員名】 奈良橋 隆 弁護士

**新津税務署から**

確定申告に係るお知らせ

新津税務署では、左記内容にて、申告に関する相談会場を設置します。

【場所】 秋葉区役所 六階会議室  
【期間】  
二月十七日(月)～三月十六日(月)  
午前九時～午後四時(土日除く)

※設置期間中は、新津税務署庁舎では、申告相談は行われません。  
【令和元年分の確定申告期間(納期限)】

《所得税》  
二月十七日(月)～三月十六日(月)  
(振替納税は、四月二十一日(火))  
《贈与税》  
二月三日(月)～三月十六日(月)  
《消費税及び地方消費税》  
二月十七日(月)～三月三十一日(火)  
(振替納税は、四月二十三日(木))

☆振替納税(口座引落し)を選択されますと、振替期日の引落しをもって、期限内納税となりますのでお得です。希望される方は、税務署へ「口座振替依頼書」の提出が必要です。

**確定申告のご相談の際には**

お知らせハガキが必要です

昨年より、税務署から所得税の申告書用紙の送付に代わって、ハガキ(又は通知書)が發送されておりますが、このハガキには確定申告に必

要な内容が記載されています。当会に確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、申告に必要な書類と一緒にお知らせハガキ(又は通知書)もご持参くださいますようお願いいたします。なお、ハガキは一月下旬に發送される見込みです。

**青色申告特別控除改正のお知らせ**

【控除要件の変更】

令和二年分以降、六十五万円の青色申告特別控除を受けるためには、現行の適用要件(複式簿記、損益計算書、貸借対照表の添付)に加え、次の要件①または②のいずれかを満たす必要があります。

- ①電子申告をする。
- ②電子帳簿保存方法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署へ提出する。

※なお、商工会で記帳代行を行っている事業所につきましては、**要件①**で対応させていただきますのでご理解をお願いいたします。

【基礎控除額の変更】

令和二年分以降の個人の所得税における基礎控除額は、次の表のように変更になりますので、ご注意ください。

改正後 (令和2年分申告以後)				改正前 (令和元年分申告まで)			
控除額			要件	控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計		青色控除	基礎控除	合計	
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除】の要件 + e-Taxによる電子申告 または 電子帳簿保存	65万円	38万円	103万円	(1) 複式簿記で記帳 (2) 貸借対照表と損益計算書を申告書に添付 (3) 期限内申告
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除】の要件	10万円	38万円	48万円	簡易な記帳
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除】の要件				

